

建築各種申請べんり帳

1. 所管課等

1	建築確認 検査関係 (※①②)	行田市 都市整備部 建築開発課	TEL	(直)048-550-1551
		〒361-0038	FAX	048-553-4544
		行田市前谷1-1	E-mail	k-kaihatu@city.gyoda.lg.jp
	建築確認 検査関係 (※①②以外)	埼玉県熊谷建築安全センター	TEL	048-533-8775
		〒360-0841	FAX	048-533-1631
		熊谷市新堀500	E-mail	k338776@pref.saitama.lg.jp
2	開発許可 適合証明	行田市 都市整備部 建築開発課	TEL	(直)048-550-1551
		〒361-0038	FAX	048-553-4544
		行田市前谷1-1	E-mail	k-kaihatu@city.gyoda.lg.jp
3	消防法	行田市消防本部	TEL	048-550-2119
		〒361-0023	FAX	—
		行田市長野4389-1	E-mail	—
4	道路 河川	行田県土整備事務所	TEL	048-554-5211
		〒361-0023	FAX	048-554-5216
		行田市長野943	E-mail	—
		行田市 建設部 管理課	TEL	(直)048-550-1552
		〒361-0052	FAX	048-553-2521
		行田市本丸2-20	E-mail	—

※ 建築確認・検査関係の範囲

- ① 建築基準法第6条第1項第4号の建築物（知事の許可を必要とするものを除く）
- ② 建築基準法施行令第138条の工作物のうち、以下のもの（いずれも、①以外の敷地内に築造するものを除く）
 - ・高さが6mを超え10m以下の煙突
 - ・高さが4mを超え10m以下の広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、その他これらに類するもの
 - ・高さが2mを超え3m以下の擁壁

2. 適用される各種条例等

1	建築基準法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県建築基準法施行条例 ・ 埼玉県建築基準法施行細則 ・ 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（埼玉県建築物バリアフリー条例） ・ 行田市建築基準法施行細則 ・ 行田市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例・施行規則 ・ 行田市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例・施行規則
2	都市計画法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行田市開発許可等の基準に関する条例・施行規則 ・ 行田市開発行為等に関する指導要綱
3	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行田市道路後退用地等整備要綱（建築開発課） ・ 行田市道路後退用地等寄付採納に関する要綱（建築開発課） ・ 行田市浄化槽処理水の市管理道路側溝への放流に関する要綱（建築開発課）

3. 設計に用いる条件

1	垂直積雪量	30cm								
		ただし、H12告示1455号第2の式（※）により算出した数値が30cmを超える場合は、当該数値 （※） 垂直積雪量（m）=0.0005 × 標高（m） + 0.28								
2	地表面粗度区分	III (埼玉県は規則で定めていない)								
3	基準風速（Vo）	30m/秒								
4	庁舎所在地の 緯度経度	<table border="0"> <tr> <td>行田市</td> <td>(旧南河原村)</td> </tr> <tr> <td>東経139° 27' 21"</td> <td>東経139° 26' 08"</td> </tr> <tr> <td>北緯 36° 08' 20"</td> <td>北緯 36° 10' 52"</td> </tr> <tr> <td>標高 19.7m</td> <td>標高 22.8m</td> </tr> </table>	行田市	(旧南河原村)	東経139° 27' 21"	東経139° 26' 08"	北緯 36° 08' 20"	北緯 36° 10' 52"	標高 19.7m	標高 22.8m
行田市	(旧南河原村)									
東経139° 27' 21"	東経139° 26' 08"									
北緯 36° 08' 20"	北緯 36° 10' 52"									
標高 19.7m	標高 22.8m									
5	日影規制の 注意点	<p>新築・増築を問わず、市街化調整区域に日影を生じさせる場合も、日影規制がかかります。</p> <p>必ず周辺の市街化調整区域の容積率を確認してください。</p> <p>都市計画図の購入及び閲覧：行田市都市計画課計画担当</p>								

4. 区域の指定

1	建築基準法 法22条の指定区域	市街化区域（防火・準防火地域除く）								
2	建築基準法第49条に 基づく特別用途地区	根拠条例	埼玉県特別工業地区建築制限の緩和に関する条例							
		問い合わせ	行田市 都市計画課（048-550-1550） 建築開発課（048-550-1551）							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>主な締結事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>城西2丁目、城南、旭町の全部 大字長野、大字行田、大字忍、桜町1丁目、 桜町2丁目、桜町3丁目、向町、忍1丁目、忍2 丁目、天満、佐間1丁目、矢場2丁目、本丸、 駒形1丁目、駒形2丁目、城西1丁目、城西2丁 目、城西3丁目、栄町の一部</td> <td>繊維工業関連工場に関する制限（緩和措置）</td> </tr> </tbody> </table>			区域	主な締結事項	城西2丁目、城南、旭町の全部 大字長野、大字行田、大字忍、桜町1丁目、 桜町2丁目、桜町3丁目、向町、忍1丁目、忍2 丁目、天満、佐間1丁目、矢場2丁目、本丸、 駒形1丁目、駒形2丁目、城西1丁目、城西2丁 目、城西3丁目、栄町の一部	繊維工業関連工場に関する制限（緩和措置）		
区域	主な締結事項									
城西2丁目、城南、旭町の全部 大字長野、大字行田、大字忍、桜町1丁目、 桜町2丁目、桜町3丁目、向町、忍1丁目、忍2 丁目、天満、佐間1丁目、矢場2丁目、本丸、 駒形1丁目、駒形2丁目、城西1丁目、城西2丁 目、城西3丁目、栄町の一部	繊維工業関連工場に関する制限（緩和措置）									
3	建築基準法第57条の 5に基づく高層住居 誘導地区	問い合わせ	行田市 都市計画課（048-550-1550）							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用区域</th> <th>建蔽率の最高限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>			種類	適用区域	建蔽率の最高限度	なし	なし	なし
種類	適用区域	建蔽率の最高限度								
なし	なし	なし								

行田市

埼玉県熊谷建築安全センター（R6.3現在）

（限定特定行政庁／平成12年4月1日～）

4	建築基準法第58条に基づく高度地区	<p>問い合わせ 行田市 都市計画課（048-550-1550）</p> <table border="1" data-bbox="432 230 1374 320"> <tr> <th>種類</th> <th>適用区域</th> <th>高さの最高限度</th> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </table>	種類	適用区域	高さの最高限度	なし	なし	なし									
種類	適用区域	高さの最高限度															
なし	なし	なし															
5	建築基準法第59条に基づく高度利用地区	<p>問い合わせ 行田市 都市計画課（048-550-1550）</p> <table border="1" data-bbox="432 448 1374 707"> <tr> <th>地区</th> <th colspan="2">容積率の最高限度/最低限度</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">なし</td> <td colspan="2">なし/なし</td> </tr> <tr> <th>建蔽率の最高限度</th> <th>敷地面積の最低限度</th> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td colspan="2">壁面の位置制限</td> </tr> <tr> <td colspan="3">なし</td> </tr> </table>	地区	容積率の最高限度/最低限度		なし	なし/なし		建蔽率の最高限度	敷地面積の最低限度	なし	なし	壁面の位置制限		なし		
地区	容積率の最高限度/最低限度																
なし	なし/なし																
	建蔽率の最高限度	敷地面積の最低限度															
	なし	なし															
	壁面の位置制限																
なし																	
6	建築基準法第60条に基づく特定街区	<p>問い合わせ 行田市 都市計画課（048-550-1550）</p> <table border="1" data-bbox="432 835 1374 1095"> <tr> <th>街区</th> <th>容積率の最高限度</th> </tr> <tr> <td rowspan="5">なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>高さの最高限度</td> </tr> <tr> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>壁面の位置制限</td> </tr> <tr> <td>なし</td> </tr> </table>	街区	容積率の最高限度	なし	なし	高さの最高限度	なし	壁面の位置制限	なし							
街区	容積率の最高限度																
なし	なし																
	高さの最高限度																
	なし																
	壁面の位置制限																
	なし																
7	建築基準法第68条の2に基づく地区計画	<p>根拠条例 行田市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例 行田市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例</p> <p>問い合わせ 行田市 都市整備部 都市計画課(048-550-1550)、建築開発課（048-550-1551）</p> <table border="1" data-bbox="432 1308 1374 1597"> <tr> <th>地区整備計画区域</th> <th>条例で定めている主な事項</th> </tr> <tr> <td>行田みなみ産業団地</td> <td>建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限、垣・柵の構造制限</td> </tr> <tr> <td>長野地区</td> <td>建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限、高さの制限、垣・柵の構造制限</td> </tr> <tr> <td>若小玉地区</td> <td>建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限、高さ制限、緑化率の最低限度、垣・柵の構造制限</td> </tr> </table>	地区整備計画区域	条例で定めている主な事項	行田みなみ産業団地	建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限、垣・柵の構造制限	長野地区	建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限、高さの制限、垣・柵の構造制限	若小玉地区	建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限、高さ制限、緑化率の最低限度、垣・柵の構造制限							
地区整備計画区域	条例で定めている主な事項																
行田みなみ産業団地	建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限、垣・柵の構造制限																
長野地区	建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限、高さの制限、垣・柵の構造制限																
若小玉地区	建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限、高さ制限、緑化率の最低限度、垣・柵の構造制限																
8	建築基準法第69条に基づく建築協定	<p>根拠条例 行田市建築協定条例</p> <p>問い合わせ 行田市 都市整備部 建築開発課（048-550-1551）</p> <table border="1" data-bbox="432 1765 1374 1854"> <tr> <th>区域</th> <th>主な締結事項</th> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </table>	区域	主な締結事項	なし	なし											
区域	主な締結事項																
なし	なし																
9	建築基準法第86条に基づく一団地認定	<table border="1" data-bbox="432 1951 1374 2040"> <tr> <th>地名地番</th> <th>団地名</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </table>	地名地番	団地名	備考	なし	なし	なし									
地名地番	団地名	備考															
なし	なし	なし															

行田市

埼玉県熊谷建築安全センター（R 6. 3 現在）

（限定特定行政庁／平成12年4月1日～）

10	建築基準法施行令第80条の3に基づく特別警戒区域	2.埼玉県河川砂防課ホームページ 行田市は土砂災害警戒区域の指定がないため、該当するハザードマップ等はありません。							
11	都市計画法第58条の2に基づく地区計画（建築基準法第68条の2に基づくものを除く）	問い合わせ 行田市 都市整備部 都市計画課（048-550-1550）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区計画</th> <th>地区整備計画で定める主な事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	地区計画	地区整備計画で定める主な事項	なし	なし		
地区計画	地区整備計画で定める主な事項								
なし	なし								
12	景観法第81条に基づく景観協定区域	問い合わせ 行田市 都市計画課（048-550-1550）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>主な締結事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	区域	主な締結事項	なし	なし		
区域	主な締結事項								
なし	なし								
13	都市計画区域編入時期	行田市（旧南河原村） 昭和17年3月5日 昭和44年12月22日	都市計画図						
14	省エネルギー基準地域区分	問い合わせ 行田市 建築開発課（048-550-1551）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>地域区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行田市</td> <td>6地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	地域区分	行田市	6地域		
市町村名	地域区分								
行田市	6地域								

5. 適合証明の要否

1	都市計画法施行規則第60条の規定に基づく適合証明必要	都市計画区域（市街化区域）	開発区域の敷地面積 500㎡以上
		都市計画区域（市街化調整区域）	開発区域の敷地面積 0㎡以上
		都市計画区域（非線引き区域）	なし
		都市計画区域外	なし

6. その他の届出等

届出等	対象	時期	提出先
1 高層建築物等の防災計画	高さ31mを超える建築物 建築基準法施行令第147条の2各号に掲げる建築物	確認申請の前まで	県建築安全課

行田市

埼玉県熊谷建築安全センター（R 6. 3 現在）

（限定特定行政庁／平成12年4月1日～）

2	建築物省エネ法	届出	床面積が300㎡以上の住宅	工事着工の21日前まで （※4）	※1
		適合性判定申請	床面積が300㎡以上の建築物(非住宅)	工事着手前（※3）	熊谷建築安全センター 又は 登録省エネ判定機関
		認定申請	誘導基準（容積率特例）認定又は基準適合（表示）認定を希望する場合	認定種別や特例の時期等により異なる	※1
3	建築物環境配慮制度 （CASSBEE埼玉県）	床面積が2,000㎡以上の建築物		工事着工の21日前まで	熊谷建築安全センター
4	福祉のまちづくり条例	特定生活関連施設に該当する場合		工事着工の30日前まで	行田市 建築開発課 （経由のみ）
5	建設リサイクル法	解体工事で床面積が80㎡以上 新築・増築等で床面積500㎡以上ほか		工事着工の7日前まで	※1 ただし、土木工事等は 熊谷建築安全センター
6	長期優良住宅	認定を希望する場合		工事着工の前まで	※1
7	低炭素建築物新築等 計画	認定を希望する場合		工事着工の前まで	※2
8	埼玉県景観条例	区域ごとに一定規模を超える建築物・工作物等		工事着工の30日前まで	行田市 建築開発課
9	埼玉県屋外広告物条例	屋外広告物を掲出する場合		工事着工の前まで	行田市管理課
10	埼玉県中高層建築物 の事業報告	区域ごとに一定規模を超える建築物等		確認申請の前まで	行田市 建築開発課 （経由のみ）
11	ふるさと埼玉の緑を 守り育てる条例	敷地面積1,000㎡以上		確認申請の前まで	東部環境管理事務所
12	小規模住戸形式集合 住宅の建築に関する 指導指針	床面積が25㎡未満の住戸又は住室を15以上有する建築物		建築事業報告書（中高層建築物）提出時 or 確認申請書提出時	行田市 建築開発課 （経由のみ）
13	行田市ラブホテル建築 規制条例	旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を行う施設		農地転用の許可申請書の提出、開発行為許可申請書及び建築許可申請書の提出、建築確認申請書の提出、旅館営業の許可申請書の提出のうち、最初の行為を開始する日の30日前まで	※5 行田市 地域活動推進課

- ※ 各種届出は、適用除外となる場合があります。詳しくは、提出先までお問合せください。
- ※ 1 建築基準法第6条第1項第1～3号の建築物 : 熊谷建築安全センター(TEL048-533-8776)
建築基準法第6条第1項第 4 号の建築物 : 行田市 建築開発課 (TEL 048-550-1551)
- ※ 2 建築基準法第6条第1項第1～3号の建築物 : 埼玉県 建築安全課 (TEL 048-830-5519)
建築基準法第6条第1項第 4 号の建築物 : 行田市 建築開発課 (TEL 048-550-1551)
- ※ 3 適合性判定通知書の原本または写しを、建築確認申請書に添付する必要があります。
- ※ 4 民間審査機関による評価書（建築物エネルギー消費性能基準に適合するものに限る。）を提出する場合は3日前まで。
- ※ 5 問合せ先 : 行田市地域活動推進課 (TEL 048-556-1111 (内線252))